

アイアル少額短期保険株式会社 御中

■ご記入の前に（お客様の意向確認）

この保険は、お客様の家財の補償と、他人や家主に対する賠償損害を補償するものです。保険金額や保険料をパンフレットおよび重要事項説明書にてご確認をいただきまして、お客様の意向に合っていましたら、以下の 1 から 6 までの太枠内へご記入ください。

1 ▼住所は必ず建物名、号室までご記入ください。 ※訂正の場合は、二重線を引き訂正印を捺印のうえ、訂正してください。

★ 氏名	フリガナ	★ 生年月日	(西暦)		
	自署		年	月	日
★☆ 住所	〒 -	Eメール	自宅	( )	
	(建物名・号室)		携帯	( )	

★印の項目で、事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。  
☆印の項目についてはご契約後、変更等が生じる場合、必ず事前にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

2 ▼申込人(契約者)、申込人(契約者)住所と異なる場合のみ記入してください。

★ 保険の目的物の所有者(被保険者)	フリガナ	★ 生年月日	(西暦)		
	※記載のない場合は申込人(契約者)に同じ	年	月	日	
★☆ 保険の目的物の所在地	〒 -	Eメール	自宅	( )	
(建物名・号室)	※記載のない場合は申込人(契約者)住所に同じ		携帯	( )	

保険種類	生活あんしん総合保険
付帯特約	賠償の補償条項補償内容変更特約
保険の目的物	家財
☆住宅種類	賃貸

3 ▼補償を開始する日をご記入ください。

保険始期日	20 年 月 日 0時から	保険満期日	翌年または翌々年の同一日付の前日 24時まで	1年間または2年間
-------	---------------	-------	------------------------	-----------

4 ▼補償プラン、保険期間より該当する保険料に☑をしてください。

補償プラン		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
保険金額	家財の保険金額(支払限度額)	300万円	500万円	700万円	900万円
	賠償の保険金額(自己負担額5千円)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
一時払保険料	保険期間1年	<input type="checkbox"/> 4,800円 (E1320)	<input type="checkbox"/> 6,400円 (E1520)	<input type="checkbox"/> 8,000円 (E1720)	<input type="checkbox"/> 9,600円 (E1920)
	保険期間2年	<input type="checkbox"/> 8,900円 (F1320)	<input type="checkbox"/> 11,900円 (F1520)	<input type="checkbox"/> 14,900円 (F1720)	<input type="checkbox"/> 17,900円 (F1920)

■保険会社使用欄

受付印
承認印
備考 <input type="checkbox"/> FAX済( / ) <input type="checkbox"/> 確認補正あり

5 ▼ご希望の払込方法に☑をしてください。

保険料払込方法	<input type="checkbox"/> コンビニ払	<input type="checkbox"/> 振込払	<input type="checkbox"/> 一時払
---------	--------------------------------	------------------------------	------------------------------

6 意向確認および契約申込欄	申込日	20 年 月 日
私は、「重要事項説明書」を受領し、個人情報の取扱いに同意するとともに、下記が意向に沿った内容であることを確認し、貴社の生活あんしん総合保険普通保険約款および特約付の場合にはそれぞれの特約条項が契約内容となることを承知のうえ、保険契約を申し込みます。また、本保険契約は、貴社が承諾の通知を発した時に成立することについて了承・同意しました。 ■補償内容(保険金の支払事由等) ■補償額(保険金額) ■補償期間(保険期間)・保険料および払込方法	ご署名(フルネーム)	法人印
		※法人契約の場合は代表者印・役職印が必要

保険料の払込方法について

- ①コンビニ払  
払込取扱票を保険証券に同封してお送りいたします。到着次第、コンビニエンスストアより速やかにお手続きください。
  - ②振込払  
下記口座にお振込みください。(振込手数料はご契約者負担となります。)  
三菱UFJ銀行 京橋中央支店 (普通) 4564273  
(口座名義人) アイアル少額短期保険株式会社
- 払込期日：保険始期日の翌月の末日  
※払込期日までに保険料が払い込まれない場合、契約は無効(不成立)となり、事故が発生しても保険金はお支払いできません。

申込書の送付先

フォーシーズ カスタマーサポートセンター  
〒814-0131  
福岡県福岡市城南区松山2丁目34-21 4C's 松山ガーデンオフィス  
TEL.0120-17-1143

下記ホームページより「フォーシーズ返信用宛名ラベル」のダウンロードが可能です。お手元にフォーシーズ返信用封筒がない場合、ご活用ください。

4C'sホームページ <https://www.4cs.co.jp>

■パンフレット設置店

代理店名	フォーシーズ株式会社	代理店受付印
募集人	( / )	

# 4C's 火災保険

(生活あんしん総合保険)

台風・ゲリラ豪雨による洪水や、  
たつ巻による家財の損害も補償!



## 3つの特徴

- 1 保険料は全国一律(引っ越しても持ち歩けます)
- 2 保険期間は1年または2年の更新型
- 3 保険料はコンビニまたは振込払

## 補償内容



### 家財の補償条項

家財の損害等を補償します

#### 家財保険金



##### 火災・落雷 破裂・爆発

消火活動による水濡れや  
破損損害も補償



##### 水漏れ

給排水設備や他人の戸室で  
生じた事故に伴う漏水等による水漏れ



##### 風災・ひょう災・雪災

台風等の強風によって住宅  
が破損し家財に損害が生じたときなど



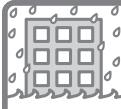
##### 外部からの 物体の落下、 飛来、衝突等

自動車の飛び込みなど



##### 騒じょう等

集団行動または労働争議  
による暴力・破壊行為



##### 水災

台風や豪雨などによる  
洪水や土砂崩れ等



##### 盗難

盗難による損害  
(警察への届け出が必要)



##### 転居先への 運送中の事故

「盗難」を除く前記事故による  
引越し運搬中の損害

#### 費用保険金



##### 修理費用

上記の事故等によって住宅  
に損害が生じ、自己の費用で  
修理したとき



##### ドアロック交換費用

不法侵入があり、自己の費用で  
交換したとき(警察への  
届け出が必要)



##### 残存物清掃費用

上記の事故によって損害を受けた  
家財の残存物を清掃  
および運搬したとき



##### 近隣見舞費用

家財等から発生した火災・破裂・  
爆発によって他人の所有物に  
損害を与えたとき



##### 緊急避難費用

上記の事故によって住宅に  
損害が生じ、宿泊施設を臨時に  
使用したとき



### 賠償の補償条項

法律上の賠償責任を補償します

#### 家主さんへの 賠償責任

火災、爆発等の事故によって借用住宅  
に損害を与え、その住宅の貸主(家主)  
に対して法律上の賠償責任を負った  
ときに補償します。

#### 他人への 賠償責任

日本国内の日常生活において、他人に  
ケガをさせたり、他人のものを壊したり  
して法律上の賠償責任を負ったときに  
補償します。

## 補償プランと保険料表

補償プラン		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
一時払保険料	保険期間1年	4,800円	6,400円	8,000円	9,600円
	保険期間2年	8,900円	11,900円	14,900円	17,900円
保険金額	家財保険(支払限度額)	300万円	500万円	700万円	900万円
	賠償保険(自己負担額5千円)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

#### 家財の保険金額のめやす

入居者数、年齢による標準世帯の家財の新価(再調達価額)です。  
なお、貴金属等は含んでいません。

家族構成	1名	2名	3名	4名	
世帯主の年齢	~29歳	300 ~ 500 万円	400~600万円	400~700万円	500~700万円
	30歳代		600~800万円	700~900万円	700~900万円
	40歳~		800万円~	900万円~	900万円~

## お申込み手続きの流れ

### (1) 補償内容を確認

当パンフレット・重要事項説明書をお読みになり、保険の内容を十分にご確認ください。

### (2) 申込書の記入・送付

①「4C's火災保険 契約申込書」の太枠内を正確にご記入ください。(①～⑥)

・黒のボールペンでご記入ください。

・申込人氏名が自署の場合は捺印を省略できます。(法人契約は不可)

②送付先

フォーシーズ カスタマーサポートセンター  
〒814-0131 福岡県福岡市城南区松山2丁目34-21 4C's松山ガーデンオフィス  
TEL.0120-17-1143 FAX.0120-88-1443

《ご注意》申込書が保険会社に到着する前の事故は補償されません。

### (3) 保険会社より保険証券の発送(契約の承諾)

当社は、保険契約の申込みを承諾した場合、保険証券をお送りします。

なお、不承諾の場合は、不承諾通知書をお送りします。

### (4) 保険料の払い込み

保険料は、保険始期日の属する月の翌月末(払込期日)までに払い込んでください。

●コンビニ払の場合

保険証券に同封する「払込取扱票」にて、到着次第、速やかにお手続きください。

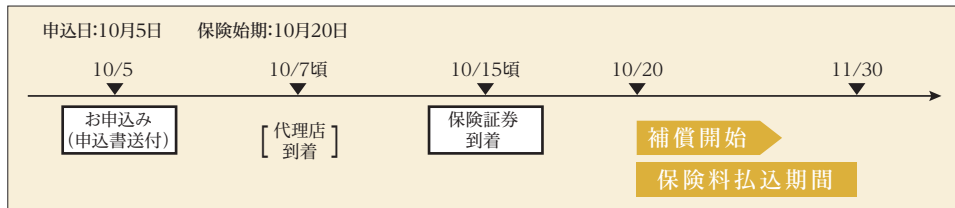
●振込払の場合

下記口座あてにお振込ください。(振込手数料はご契約者負担となります。)

三菱UFJ銀行 京橋中央支店 (普通)4564273  
(口座名義人)アイアル少額短期保険株式会社

《ご注意》払込期日までに保険料の払い込みがない場合は、保険契約は無効となります。

## ■お申込みから保険料払込までの流れ



# 重要事項説明書

この「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱い」は、ご契約内容に関する重要な事項のうち、特にご注意、ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご了解のうえお申込みください。なお、この書面は、ご契約内容に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細は、後日、保険証券とともにお届けする「ご契約のしおり(普通保険約款・特約条項)」をあわせてご覧ください。また、被保険者が契約者と異なる場合には、この書面の記載内容を、被保険者の方にもご説明願います。

## 契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。  
ご確認ください!

- ・この保険は、お住まいの住宅内に収容の家財に対する火災や落雷等の事故および賠償責任に備えたい方のご意向に沿った保険です。
- ・所有されている家財の金額に応じて、複数の販売プランよりご選択いただける保険商品です。

### 1 商品の仕組み

- (1)この商品は、賃貸住宅の入居者様向けに日常生活に伴う次のさまざまなリスクについて対応できる保険商品です。  
Ⅰ.家財の補償条項:火災、落雷、竜巻や台風による風水災、水漏れ、盗難事故等の損害に対する補償  
Ⅱ.賠償の補償条項:貸主や他人に対する損害賠償責任の補償
- (2)この商品は、ご自身のニーズにあった補償プランを1つご選択いただくシンプルな保険商品です。

### 2 保険期間

保険期間は1年または2年です。(原則、契約者から特段の申し出がない場合は、1年または2年ごとに保険契約は更新されます。)

### 3 対象となる住宅戸室および補償の対象となる方(被保険者)

お引き受けの対象となる住宅戸室は、もっぱら居住のみに用いられる住宅に限ります(専用店舗・事務所等との併用住宅は取扱いできません)。また、補償の対象となる方(被保険者)は、保険証券等に記載の被保険者(本人)と保険証券等に記載の住宅戸室に居住する被保険者(本人)の配偶者および親族となります。<保険期間中に被保険者(本人)と別居となる配偶者および親族は、被保険者の範囲外となります。>

### 4 保険の目的物の範囲(家財の補償条項)

保険の目的物に含まれるもの	保険の目的物に含まれないもの
被保険者が所有し、保険証券等に記載の住宅戸室内に収容される家財。 ただし、住宅戸室外にあって、次に掲げるものは保険の目的物に含まれません。 (1)住宅敷地内の駐輪場に置かれ施錠された自転車 (電動アシスト自転車を含みます。) (2)住宅戸室内のエアコンに接続された室外機	次に掲げるものは、保険の目的物に含まれません。 (1)建物に取り付けてあるキッチン、浴槽、便器、ガラス戸等 (2)業務用の什器(じゅうき)・備品、商品およびこれらに類する物 (3)通貨・預貯金証書(「盗難による事故の場合を除く」)、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券、その他これらに類する物 (4)証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ、その他これらに類する物 (5)動物および植物等の生物 (6)自動車等およびその付属品

### 5 補償内容

#### I.家財の補償条項

保険金の種類	保険金を支払う場合(支払事由)	支払う保険金の額
(1)家財保険金 (※1)	火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災 給排水管や他の戸室からの漏水、放水等による水濡れ 台風や豪雨等による洪水、土砂崩れ等の水災 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等 騒擾および集団行動に伴う破壊行為	(1)修復不可能な場合 同等の物を新たに購入するために必要な金額 (2)修復可能な場合 (1)の額を限度とした修理費用 ※1回の事故について、保険証券等に記載の保険金額を支払限度とします(ただし、「転居先への移送中における事故」については、1回の事故についての支払限度額は100万円)
	被保険者が転居する際、保険証券等に記載の住宅戸室から転居先の住宅戸室に移送中において、上記の事故によって保険の目的物である家財について損害が発生した場合	
	盗難	保険の目的物ごとに次の額を限度とする損害の額 (1)家財について1個または1組10万円 (2)通貨は10万円、預貯金証書は50万円 ※1回の事故について50万円が支払限度額
(2)残存物清掃費用保険金	損害を受けた保険の目的物の残存物の清掃や撤出が必要なおとき(家財保険金が支払われた場合)	実費 (家財保険金の5%を限度)
(3)緊急避難費用保険金	損害によって居住が困難となり、宿泊施設を臨時に使用したとき(家財保険金が支払われた場合)	1泊につき5,000円(1契約の定額) (事故発生日から30日以内)
(4)近隣見舞費用保険金	自室から発生した火災によって、近隣の住戸等に損害を与えたとき(家財保険金が支払われた場合)	被災世帯数×5万円 (家財保険金の5%を限度)
(5)ドアロック交換費用保険金	住宅室内に不法侵入があり、被保険者が住宅のドアロックを交換したとき(警察に被害の届出をした場合)	同等のドアロックに交換する費用 (3万円を限度)
(6)修理費用保険金	賃貸住宅戸室に、被保険者の責めに帰さない事由に起因する偶然な事故(※2)による損害が生じ、貸主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用でこれを修理したとき(死亡事故およびキズ、汚れなどの単なる外観上の損傷等を除きます。)	実費 (100万円を限度)

(※1) 保険の目的物が貴金属、宝玉ならびに書画、彫刻物その他の美術品の場合、1個または1組についての支払限度額は10万円とします。  
(※2) 被保険者の責めに帰さない事由に起因する偶然な事故とは、例えば、不法侵入者によるドアや窓の破損、自然現象であるガラスの熱割れなどが該当します。(被保険者による、壁や床のキズ、洗面台や便器の破損等は該当しません。)

## II. 賠償の補償条項(賠償の補償条項 補償内容変更特約付)

保険金の種類	保険金の支払事由	支払う保険金の額
(1)個人賠償保険金	次のいずれかに該当する偶発的な事故に起因して他人の身体に障害または財物に損害を与えたこと によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ①保険証券等に記載の住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②日本国内での日常生活に起因する事故	次に掲げるものにつき、その合計額が保険証券等に記載の自己負担額を超過する場合には、その超過額を支払います。 (1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きます。 (2)被保険者が支出した次の費用 ①損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した費用、仲裁・和解または調停に要した費用 ②他人に損害賠償を請求することができる場合の、その手続きに必要な費用 ③賠償責任が発生しなかった事故発生時に行った、応急手当、護送、看護等、緊急措置のために要した費用
(2)借家人賠償保険金	被保険者の過失による以下の①または②の偶発的な事故に起因して保険証券等に記載の賃貸住宅に損害を与えたこと によって、被保険者が貸主に に対する法律上の損害賠償責任を負った場合 ①火災、破裂または爆発 ②給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等による水ぬれ	

### 6 保険金を支払わない主な場合(主な免責事由)

□ 契約全体に共通する免責事由

- ① 保険始期日前に生じていた損害
- ② 契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- ⑥ 契約者または被保険者が暴力団員等の反社会的勢力に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と関係を有している場合  
(なお、契約締結後にこれらの事実が判明したときには、契約を解除します。)

### I. 家財の補償条項

- ① 建物や窓などからの、雨・風・ひょう・雪・砂じん等の吹込みまたは漏入(ただし、建物や窓などからの外側の部分が、風災等により破損し、その破損部分である建物や窓などからの内部への吹込みまたは漏入によって生じた損害を除きます。)
- ② 保険の目的物が、保険証券等に記載の住宅戸外にある間に生じた事故(「転居先への運送中の事故」を除きます。)
- ③ 火災等の事故の際における保険の目的物の紛失または盗難
- ④ 「転居先への運送中の事故」のとき)携帯電話・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器、眼鏡・コンタクトレンズ、ラジコン模型、スキー・スノーボード等に生じた損害

## II. 賠償の補償条項

(1)個人賠償保険金固有 ①被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合 ②被保険者の親族および同居する者に対する損害賠償責任 ③被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ④被保険者が借用していた財物に対して負担する損害賠償責任 ⑤航空機、車両、船舶に起因する損害賠償責任	(2)借家人賠償保険金固有 ①被保険者の死亡による損害、被保険者の心神喪失または指図による損害 ②住宅の増改築や取り壊し等の工事による損害 ③住宅のキズや汚れなどの外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ④住宅を貸主等に引き渡した後に発見された損害
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 7 保険料および払込方法

- ① 保険料は一時払となり、補償プランによって異なります。
- ② 保険料は、保険始期日の属する月の翌月末(払込期日)までに払い込んでください。  
例:保険始期日 10月25日の場合 → 払込期日 11月30日  
なお、更新契約の場合の払込期日は保険始期日の属する月の月末までとなります。
- ③ 払込方法は、コンビニ払または振込払となります。  
コンビニ払の場合は、後日、保険証券に同封する振込取扱票が到着次第、速やかにお手続きください。また、振込払の場合は、下記口座あてに速やかにお振込ください。この場合、振込手数料はご契約者負担となります。

<振込先>

三菱UFJ銀行 京橋中央支店 (普通)4564273 (口座名義人)アイアル少額短期保険株式会社

### 8 補償プランの変更

補償プランの変更は、保険契約の更新時のみ行うことができます。

- ① 当社は、契約者より、保険満期日の1か月前までに補償プラン変更の申出を受けた場合、所定の手続きをお送りします。
- ② 保険満期日の前日までに①の手続きが返送され、当社が承諾した場合は、更新契約より新たな補償プランとなります。

## 9 保険契約の更新における留意点

- ①当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の案内をお送りします。
- ②契約者より、保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。  
なお、当社の判断によって更新契約の引受を行わないことがあります。
- ③更新後の保険契約の補償プランは、更新前の補償プランと同一となります。
- ④更新契約の保険料の払込日は、上記「7. 保険料および払込方法」をご確認ください。

## 10 契約者配当金

契約者配当金はありません。

## 11 解約および解約返戻金

契約者は、当社所定の方法による通知をもって、この保険契約を解約することができます。この場合、経過期間に応じた当社所定の割合により、未経過期間に対応する保険料を返還することがあります。(計算結果の10円未満の端数は、1円の位を四捨五入して10円単位とします。)

## 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の際に特にご留意いただきたい事項(お客様の不利益となる場合など)についてわかりやすく記載したものです。

### 1 クーリングオフ(お申し込みの撤回)

保険期間が2年、かつ、個人契約の場合、ご契約お申し込み後であっても次のとおりご契約申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができます。(保険期間が1年の契約および法人契約はクーリングオフができません。)

クーリングオフは、ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか選い日から8日以内であれば行うことができます。

クーリングオフをご希望の場合は、上記期間内に(郵送の場合、8日以内の消印有効)、郵送または電磁的方法(電子メール)にてお申し出ください。

クーリングオフされた場合には、本契約は成立しなかったものとし、すでにお支払いいただいた保険料は、速やかにお返しいたします。

#### <申出先>

(1) 郵送の場合：〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 フジノビル7F アイアル少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

(2) 電子メールの場合：info@air-ins.co.jp

#### <記載事項>

- ①クーリングオフする旨の記載
- ②申出日
- ③ご契約者の氏名(郵送の場合、押印を含む)、住所、連絡先電話番号
- ④保険種類・証券番号

## 2 告知義務と通知義務

### ①告知義務

契約者または被保険者には、ご契約時に損害の発生の可能性に関する重要な事項(告知事項)につき、事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。その告知いただいた内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

### ②通知義務

ご契約後、次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

ア) 契約者の住所変更

イ) 契約者または被保険者本人の死亡

ウ) 保険の目的物となる家財の全部を譲渡または移転すること

エ) 住宅戸室の種類および所在地の変更

## 3 補償が開始される日(保険始期日)

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた損害については、保険金を支払いません。

## 4 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要」に記載されている「6. 保険金を支払わない主な場合(主な免責事由)」をご確認ください。

## 5 補償の重複について

補償内容が同様の他の保険契約等(共済を含む)に加入されている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複する場合、いずれの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われないことがあります。他の保険契約等の内容をご確認のうえ、ご契約ください。

## 6 保険料・保険金額の変更

### ① 保険期間中

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払に支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

### ② 保険契約の更新時

保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、当社の定めるところにより更新契約について、保険料の増額または保険金額の減額を行うこと、もしくは更新契約の引受を辞退することがあります。

## 7 保険料控除

この商品の保険料は、保険料控除(所得控除)の対象とはなりません。

## 8 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へ加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

## 9 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく各種の規制があります。

① 保険期間は2年または1年までと定められています。

② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。

③ 1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。

④ 1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

上記規制により、同一の被保険者の方が、当社の同種の保険契約に重複して加入することはできません。

## 10 保険契約の更新における留意点

「契約概要」に記載されている「9. 保険契約の更新における留意点」をご確認ください。

## 11 指定紛争解決機関について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8-2F  
TEL. 0120-82-1144 FAX. 03-3297-0755  
受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00  
受付日 :月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

## 12 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

## 個人情報の取扱い

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他の法令・ガイドラインを遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

### 1 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行います。

本方針の詳細および最新情報は当社ホームページをご覧ください。(https://www.air-ins.co.jp/privacy.html)

### 2 個人情報とは

「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をさします。個人にはお客さま、取引先従業員、当社従業員、株主を含みます。

### 3 個人情報の利用目的

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供(※)、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務(※)

(※)お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

### 4 グループ会社との共同利用

前記3.に記載した利用目的およびグループの経営管理のために、親会社である住友生命保険相互会社およびグループ会社であるメディケア生命保険株式会社と当社との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など

### 5 個人情報の利用・提供について

個人情報は、前述の目的以外には利用・提供しません。前述の目的以外でみなさまの個人情報を利用・提供する場合には、必ず事前にご本人に通知し、同意をいただいた上で行います。

ただし、裁判所、検察庁、警察等の公的機関から開示・提供を要求された場合に限り、これに応じる場合があります。

### 6 再保険について

当社は、引受リスクの分散等を目的に再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、更新・維持管理、保険金等支払いに関する利用のために、契約内容および保険金支払実績等の情報を国内外の再保険会社内に提供(※)することがあります。

(※)外国の再保険会社へ情報を提供する場合がありますので、当社ホームページ内の個人情報保護方針「[再保険を行う場合の個人データのお取扱いについて](#)」をご確認ください。(https://www.air-ins.co.jp/privacy.html)

### 7 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報の記入は任意ですが、各サービスの実施において、それぞれ必要となる情報をいただかない場合は各々のサービスを受けられないことがあります。

### 8 個人情報の委託について

当社は、利用目的の達成および業務を円滑に進めるために、外部業者に個人情報の一部または全部の処理を委託することがあります。(この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けます)

### 9 個人情報の開示等について

当社は、当社の開示対象個人情報に関し、以下の要請があった場合は本人の確認を行った上で、速やかに対応します。また、当社の個人情報の取り扱いに関する質問、相談にも対応します。ただし、データの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。

- ①利用目的の通知
- ②開示
- ③訂正、追加または削除
- ④利用の停止、消去または第三者への提供

### 10 個人情報に関する苦情およびお問合せ対応

当社の個人情報に関する苦情およびお問合せは、個人情報相談窓口にて承ります。

お問合せの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。

#### 【個人情報相談窓口】

アイアル少額短期保険株式会社 業務部 個人情報相談窓口  
電話：0120-550-378 (受付時間：平日 午前10:00～午後5:00)  
E-mail：info@air-ins.co.jp FAX：03-5645-2130

#### 申込書の送付先

フォーシーズ カスタマーサポートセンター  
〒814-0131 福岡県福岡市城南区  
松山2丁目34-21 4C's松山ガーデンオフィス  
TEL.0120-17-1143



下記ホームページより、「フォーシーズ返信用宛名ラベル」のダウンロードが可能ですが、お手元にフォーシーズ返信用封筒が無い場合、ご活用下さい。  
4C'sホームページ <https://www.4cs.co.jp>

#### 取扱代理店 フォーシーズ株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目9-3 4C's道玄坂193ビル  
お申込みのお問い合わせ  
TEL. 0120-17-1143 受付時間 10:00~17:00 (土・日・祝も営業)

#### 引受保険会社 アイアル少額短期保険株式会社

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 フジノビル7F